

総務委員会規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第37条の規定に

基づき、総務委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(目的)

第2条 委員会は、本協会の次の事項を審議することを目的とする。

- (1) 本協会の運営組織に関すること。
- (2) 事業の企画立案調査に関すること。
- (3) 規程等に関すること。
- (4) 表彰並びに感謝状に関すること。
- (5) 他の委員会に属さないこと。

(組織)

第3条 委員会は本協会会長から委嘱された委員で組織する。

2 前項の委員は次に掲げるもののうちから委嘱する。

- (1) 本協会理事
- (2) 加盟団体代表
- (3) 学識経験者

(役員)

第4条 委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長は、前条第2項(1)の委員の中から会長が指名することとし、副委員長は委員会において選出する。

3 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第5条 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

2 副委員長は委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

3 会長、副会長及び専務理事は委員会に出席して意見を述べるができる。

(報告)

第7条 委員会の決定事項については理事会に報告し、重要事項については承認を受けなければならない。

(費用)

第8条 委員が本協会の職務のため旅行した場合に要する費用として、旅費を支給する。
2 旅費の額及び支給方法については、本協会旅費規程を準用する。

附 則 この規程は、昭和57年 2月24日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年 6月20日から施行する。

附 則 この規程は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。